

令和元年6月
令和元年第3回栃木市議会定例会
議案説明書

栃木市



番号	件名	
議案第53号	栃木市市民交流センタ一条例の制定について	1
議案第54号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第55号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第56号	栃木市健康福祉センタ一条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第57号	栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第58号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第59号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第60号	栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第61号	栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第62号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第63号	栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例の制定について	72
議案第64号	工事請負契約の変更について（（仮称）地域交流センター整備機械設備工事）	73
議案第65号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	75
議案第66号	財産の取得について（高規格救急自動車）	77
議案第67号	和解及び損害賠償の額の決定について	78
議案第68号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	80
議案第69号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	82
議案第70号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	84
議案第71号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	86
議案第72号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	88
議案第73号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	90
議案第74号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	92
議案第75号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	94
議案第76号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
議案第77号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
議案第78号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	100
議案第79号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	102

議案第80号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	104
議案第81号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	106
議案第82号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	108
議案第83号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	110
議案第84号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	112
議案第85号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	114
議案第86号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	116
議案第87号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	118
議案第88号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	120
議案第89号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	122
議案第90号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	124
議案第91号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	126
議案第92号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	128

(市街地整備課)

議案第 53 号

栃木市市民交流センター条例の制定について

提案理由

栃木市市民交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるため、栃木市市民交流センター条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(市民税課)

議案第54号

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正及び栃木市北部健康福祉センターの設置に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市税条例の一部改正（第1条関係）

(1) 市民税の申告に係る規定の整備を行うこと。

（第36条の2及び第36条の4関係）

(2) 単身児童扶養者を扶養親族申告書の記載事項に加える規定の整備を行うこと。（第36条の3の2及び第36条の3の3関係）

(3) 入湯税を課さない者に市が設置する施設に入湯する者を加えること。

（第142条関係）

(4) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の特例に係る規定の整備を行うこと。（附則関係）

2 栃木市税条例の一部改正（第2条関係）

(1) 単身児童扶養者を市民税の非課税の対象とする規定の整備を行うこと。

（第24条関係）

(2) 軽自動車税の種別割の税率及び賦課徴収の特例に係る規定の整備を行うこと。（附則関係）

〔参考条文〕

議案第53号と同じ。

議案第54号（市民税課）

栃木市税条例の一部を改正する条例

現	行
【栃木市税条例の一部改正（第1条関係）】	
(市民税の申告)	
第36条の2 略	
2～6 略	
7～9 略	
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)	
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき <u>同項の給与等</u> の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	
(1)・(2) 略	
<u>(3) その他施行規則で定める事項</u>	
2～5 略	
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	
第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき <u>同項の公的年金等</u> の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に <u>同項に規定する公的年金等</u> の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	

改 正 案

【栃木市税条例の一部改正（第1条関係）】

（市民税の申告）

第36条の2 略

2~6 略

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

8~10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2~5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最

現 行

(1)・(2) 略

(3) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

改 正 案

初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

現 行

(1)・(2) 略

(3) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

改 正 案

(1)・(2) 略

(3) 市民の福祉の増進を図るために市が設置する施設に入湯する者

(4) 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2 栃木県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 栃木県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の

現	行
<u>第15条の2の2・第15条の2の3 略</u>	
(軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例)	
第15条の3の2 <u>附則第15条の2の3</u> の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、栃木県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。	
2 略	
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	
第15条の6 略	
2 略	
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	
第16条 法 <u>附則第30条</u> に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
表 略	

改 正 案

環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 15 条の 2 の 3・第 15 条の 2 の 4 略

(軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例)

第 15 条の 3 の 2 附則第 15 条の 2 の 4 の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、栃木県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。

2 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 略

2 略

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第 81 条の 4 (第 2 号に係る部分に限る。) 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定 (次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表

現

行

改 正 案

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(1)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(1)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(1)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

現

行

第16条の2 削除

改 正 案

第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

現	行
【栃木市税条例の一部改正（第2条関係）】	
(個人の市民税の非課税の範囲)	
第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	
(1) 略	
(2) 障害者、未成年者、寡婦 <u>又は寡夫</u> （これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）	
2 略	
附 則	
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
表 略	
2~4 略	
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	
第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第	

改 正 案

【栃木市税条例の一部改正（第2条関係）】

（個人の市民税の非課税の範囲）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

（1） 略

（2） 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 略

附 則

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2～4 略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第

現 行

2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

改 正 案

2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

(資産税課)

議案第55号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市
都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項を改めること。（附則関係）

[参考条文]

議案第53号と同じ。

議案第55号（資産税課）

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

現	行
附 則	
1～4 略	
(法附則第15条第18項の条例で定める割合)	
5 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。	
(法附則第15条第39項の条例で定める割合)	
6 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。	
(法附則第15条第43項の条例で定める割合)	
7 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
(法附則第15条第44項の条例で定める割合)	
8 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	
9～18 略	
19 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、 第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若し くは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計 画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第 15条から第15条の3まで」とする。	
20 略	

改 正 案

附 則

1～4 略

(法附則第15条第19項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

(法附則第15条第40項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9～18 略

19 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、
第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは
第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年
度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項
又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

20 略

(福祉総務課)

議案第 56 号

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市大平健康福祉センター及び栃木市岩舟健康福祉センターの市民の利用に供する施設の見直し並びに栃木市北部健康福祉センターの設置に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市健康福祉センター条例の一部改正（第1条関係）

市民の利用に供する施設として栃木市大平健康福祉センターに研修室を、及び栃木市岩舟健康福祉センターに検診室を加え、使用料を定めること並びに栃木市岩舟健康福祉センター内の施設の利用時間及び休館日を改めること。（第4条、第5条及び別表関係）

2 栃木市健康福祉センター条例の一部改正（第2条関係）

栃木市北部健康福祉センターの管理運営に必要な事項を定めること。（第2条、第4条、第5条、第11条及び別表関係）

[参照条文]

議案第53号と同じ。

議案第 56 号（福祉総務課）

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正（第 1 条関係）】

（開館時間及び利用時間）

第 4 条 略

2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

区分	利用時間
栃木市大平健康 福祉センター	大会議室、小会議室、研修室、多 目的ホール、母子指導室（プレイ ルームを含む。）及び調理実習室
略	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
栃木市岩舟健康 福祉センター	第 1 会議室、第 2 会議室、調理実 習室及び親子室
	午前 8 時 30 分から午後 9 時（水 曜日にあっては、午後 5 時 15 分） まで
	ボランティア室
	午前 8 時 30 分から午後 9 時（水 曜日（ただし、その日が国民の祝日 に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下 「休日」という。）に当たる場合は、 その翌日）にあっては、午後 5 時 1 5 分）まで
略	略

3 略

（休館日）

第 5 条 略

2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。

区分	休館日
栃木市大平健康 福祉センター	大会議室、小会議室、研修室、多 目的ホール、母子指導室（プレイ

改 正 案

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正（第1条関係）】

（開館時間及び利用時間）

第4条 略

2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

区分	利用時間	
栃木市大平健康 福祉センター	大会議室、小会議室、 <u>研修室1</u> 、 <u>研修室2</u> 、多目的ホール、母子指 導室（プレイルームを含む。）及 び調理実習室	午前8時30分から午後9時まで
略	略	
栃木市岩舟健康 福祉センター	第1会議室、第2会議室、 <u>検診室</u> <u>（健康相談室を含む。）</u> 、調理実 習室、 <u>親子室</u> 及びボランティア室	午前8時30分から午後9時まで
略	略	

3 略

（休館日）

第5条 略

2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。

区分	休館日
栃木市大平健康 福祉センター	大会議室、小会議室、 <u>研修室1</u> 、 <u>研修室2</u> 、多目的ホール、母子指

(1) 月曜日（ただし、その日が國
民の祝日にに関する法律（昭和2

	現	行
	ルームを含む。) 及び調理実習室	(2) 12月29日から翌年1月 3日までの日
	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	第1会議室、第2会議室、調理実 習室、親子室及びボランティア室	12月29日から翌年1月3日ま での日
	略	略

3 略

別表（第10条、第19条関係）

1 栃木市大平健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
略	略	略
研修室	1時間当たり	840円
略	略	略

(2)～(4) 略

2 栃木市岩舟健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
略	略	略

改 正 案

	導室（プレイルームを含む。）及び調理実習室	<u>3年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u> に当たる場合は、その翌日) (2) 12月29日から翌年1月 3日までの日
	略	略
栃木市岩舟健康福祉センター	第1会議室、第2会議室、検診室（健康相談室を含む。）、調理実習室、親子室及びボランティア室	(1) <u>水曜日(ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日)</u> (2) <u>12月29日から翌年1月 3日までの日</u>
	略	略

3 略

別表（第10条、第19条関係）

1 栃木市大平健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
略	略	略
研修室1	1時間当たり	<u>840円</u>
研修室2	1時間当たり	<u>840円</u>
略	略	略

(2)～(4) 略

2 栃木市岩舟健康福祉センター

(1) 会議室等

区分	単位	金額
略	略	略

現 行

第1・第2会議室併用	1時間当たり	500円
調理実習室	1時間当たり	500円
親子室	1日当たり	無料
ボランティア室	1日当たり	無料
略	略	略

(2)・(3) 略

改 正 案

第1・第2会議室併用	1時間当たり	500円
検診室（健康相談室を含む。）	1時間当たり	1,470円
調理実習室	1時間当たり	500円
親子室		無料
ボランティア室		無料
略	略	略

(2)・(3) 略

現 行

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正（第2条関係）】

(名称及び位置)

第2条 健康福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市岩舟健康福祉センター (愛称 遊楽々館)	栃木市岩舟町三谷1038番地1

(開館時間及び利用時間)

第4条 略

2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

区分		利用時間
略	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略	略

3 略

(休館日)

第5条 略

2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。

区分	休館日

改 正 案

【栃木市健康福祉センター条例の一部改正（第2条関係）】

（名称及び位置）

第2条 健康福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市岩舟健康福祉センター (愛称 遊楽々館)	栃木市岩舟町三谷1038番地1
栃木市北部健康福祉センター	栃木市西方町本城2番地1

（開館時間及び利用時間）

第4条 略

2 健康福祉センター内の施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

区分	利用時間
略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略
栃木市北部健康 福祉センター	会議室、多目的ホール1、多目的 ホール2、相談室、和室1、和室 2及び調理実習室
	午前8時30分から午後9時まで
	プレイルーム
	午前8時30分から午後5時まで
	浴室及び歩行用プール
	午前10時から午後9時まで
	トレーニングルーム
	午前9時30分から午後9時まで

3 略

（休館日）

第5条 略

2 健康福祉センター内の施設の休館日は、次の表のとおりとする。

区分	休館日

現 行		
略	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略	略

3 略

(使用料の免除)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料については、免除しない。

(1)・(2) 略

別表（第10条、第19条関係）

1・2 略

改 正 案

略	略	略
栃木市岩舟健康 福祉センター	略	略
栃木市北部健康 福祉センター	<u>会議室、多目的ホール1、多目的 ホール2、相談室、和室1、和室 2、調理実習室及びプレイルーム</u>	(1) <u>木曜日（ただし、その日が休 日に当たる場合は、その翌日）</u> (2) <u>12月29日から翌年1月 3日までの日</u>
	<u>浴室、トレーニングルーム及び歩 行用プール</u>	(1) <u>木曜日（ただし、その日が休 日に当たる場合は、その翌日）</u> (2) <u>12月29日から翌年1月 5日までの日</u>

3 略

(使用料の免除)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料については、免除しない。

(1)・(2) 略

(3) 栃木市北部健康福祉センターに係る使用料のうち次に掲げるもの

ア 浴室に係る使用料

イ トレーニングルームに係る使用料

ウ 歩行用プールに係る使用料

別表 (第10条、第19条関係)

1・2 略

3 栃木市北部健康福祉センター

(1) 会議室等

現

行

改 正 案

区分	単位	金額
会議室	1時間当たり	630円
多目的ホール1	1時間当たり	840円
多目的ホール2	1時間当たり	840円
多目的ホール全面	1時間当たり	1,470円
相談室	1時間当たり	320円
和室1	占用	1時間当たり
	占用以外	無料
和室2	占用	1時間当たり
	占用以外	無料
調理実習室	1時間当たり	1,260円
プレイルーム		無料

(2) 浴室

区分	入館券(1枚)	回数券(入館券11枚)
65歳以上	350円	3,500円
一般	500円	5,000円
障がい者	350円	3,500円
中学生・高校生	350円	3,500円
小学生	150円	1,500円
未就学児	無料	無料
トレーニングルーム又は歩行用プール利用者	トレーニングルーム又は歩行用プールを利用した者が、その利用日に浴室を利用する場合にあっては、1回限り無料とする。	

現

行

改 正 案

(3) トレーニングルーム

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	350円
	1月当たり	3,500円
	3月当たり	8,400円
	6月当たり	14,700円

(4) 歩行用プール

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	350円
	1月当たり	3,500円
	3月当たり	8,400円
	6月当たり	14,700円

(5) トレーニングルーム及び歩行用プール

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	700円

現 行

改 正 案

下)

	<u>1月当たり</u>	<u>7, 000円</u>
	<u>3月当たり</u>	<u>16, 800円</u>
	<u>6月当たり</u>	<u>29, 400円</u>
<u>65歳以上及び障がい者</u>	<u>1日当たり</u>	<u>490円</u>
	<u>1月当たり</u>	<u>4, 900円</u>
	<u>3月当たり</u>	<u>11, 760円</u>
	<u>6月当たり</u>	<u>20, 580円</u>

(福祉総務課)

議案第 57 号

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 災害援護資金の貸付けを受けようとする場合に、連帯保証人を立てることができるように規定するとともに、貸付利率について連帯保証人を立てる場合と立てない場合の利率を規定すること。 (第 14 条関係)
- 2 償還方法に半年賦償還及び月賦償還を加えること。 (第 15 条関係)

[参照条文]

議案第 53 号と同じ。

議案第57号（福祉総務課）

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 略

3 債還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第12条までの規定によるものとする。

改 正 案

(連帯保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 略

3 債還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第11条までの規定によるものとする。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるも
の。

◎改正の概要

- 1 平成 31 年度における介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号から第 3
号までに掲げる者の保険料率を軽減すること。（第 3 条関係）
- 2 引用条項を改めること。（第 14 条関係）

[参考条文]

議案第 53 号と同じ。

議案第58号（地域包括ケア推進課）

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(保険料率)

第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 43,680円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4)～(12) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万240円とする。

(開示資料)

第14条 認定資料のうち開示する資料は、次に定めるものとする。

- (1) 認定審査会資料（認定審査会が法第27条第4項から第6号まで及び第32条第3項から第5項までに規定する審査及び判定等に使用した資料をいう。）
- (2)・(3) 略

改 正 案

(保険料率)

第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる

第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項
第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 43,680円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4)～(12) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度の保
険料率は、同号の規定にかかわらず、2万5,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る
平成31年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万5,200円」
とあるのは、「3万5,280円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係
る平成31年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万5,200円」
とあるのは、「4万8,720円」と読み替えるものとする。

(開示資料)

第14条 認定資料のうち開示する資料は、次に定めるものとする。

- (1) 認定審査会資料（認定審査会が法第27条第4項から第6項まで及び第32条第3項か
ら第5項までに規定する審査及び判定等に使用した資料をいう。）
- (2)・(3) 略

(建 築 課)

議案第 5 9 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

用途規制及び建蔽率の適用除外に係る許可申請手数料並びに既存建築物の用途変更による許可申請手数料を設けること。（別表第 2 関係）

[参照条文]

議案第 5 3 号と同じ。

議案第59号（建築課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認	略	略
2 法第7条第1項（法 <u>第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査	略	略
3 法第7条の3第1項（法 <u>第87条の2</u> 及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査	略	略
4 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法 <u>第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定	略	略
4の2～9 略	略	略

改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認	略	略
2 法第7条第1項（法第 <u>87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査	略	略
3 法第7条の3第1項（法 <u>第87条の4</u> 及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査	略	略
4 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第 <u>87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定	略	略
4の2～9 略	略	略

現	行	
10 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
11・12 略	略	略
13 法第53条第4項の規	壁面線等を越えない建築物の	33,000円

改 正 案

10 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
10の2 法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	120,000円
10の3 法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	用途地域における建築の特例許可申請手数料	140,000円
11・12 略	略	略
13 法第53条第4項の規	壁面線等を越えない建築物の	33,000円

現 行		
定に基づく許可	建蔽率に関する建築許可申請手数料	
14 法第53条第5項第3号の規定に基づく許可	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
15~39の2 略	略	略
39の3 法第86条の8第3項の規定に基づく認定	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて当該工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定申請手数料	27,000円

改 正 案

定に基づく許可	建蔽率に関する建築許可申請手数料	
13の2 法第53条第5項 の規定に基づく許可	建築物の建蔽率に関する特例 許可申請手数料	33,000円
14 法第53条第6項第3号の規定に基づく許可	建築物の建蔽率に関する制限 の適用除外に係る許可申請手 数料	33,000円
15～39の2 略	略	略
39の3 法第86条の8第3項の規定に基づく認定	既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて当該工事 を行う場合の全体計画の変更 に係る認定申請手数料	27,000円
39の4 法第87条の2第1項の規定に基づく認定	既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて当該工事 を行う場合の全体計画に係る 認定申請手数料	27,000円
39の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく認定	既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて当該工事 を行う場合の全体計画の変更 に係る認定申請手数料	27,000円
39の6 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	建築物の用途を変更して一時 的に興行場等として使用する 場合の制限の緩和に係る許可 申請手数料	120,000円
39の7 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	建築物の用途を変更して一時 的に特別興行場等として使用 する場合の制限の緩和に係る	160,000円

現 行

<u>39の4 建築基準法施行令</u> (昭和25年政令第338号) 第137条の16第2号の規定に基づく認定	建築物の移転認定申請手数料	27,000円
40~52 略	略	略

改 正 案

許可申請手数料	
39の8 建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第137条の16第2号の規定に基づく認定	建築物の移転認定申請手数料 27,000円
40~52 略	略

(教育総務課)

議案第 60 号

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

小野寺地区の小学校の再編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市立学校設置条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める
もの。

◎改正の概要

栃木市立小野寺南小学校と栃木市立小野寺北小学校を廃止し、新たに栃木
市立小野寺小学校を設置すること。（別表関係）

[参照条文]

議案第 53 号と同じ。

議案第60号（教育総務課）

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例

現 行

別表

1 小学校

名称	位置
略	略
栃木市立小野寺南小学校	栃木市岩舟町下岡 646番地5
栃木市立小野寺北小学校	栃木市岩舟町小野寺 2113番地3

2 中学校

略

改 正 案

別表

1 小学校

名称	位置
略	略
栃木市立小野寺小学校	栃木市岩舟町下岡 646番地5

2 中学校

略

(公民館課)

議案第61号

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木公民館を栃木市市民交流センター内に移転することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公民館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木公民館の位置を改めること。（第2条関係）
- 2 栃木公民館の使用料に係る規定を削ること。（別表関係）

〔参考条文〕

議案第53号と同じ。

議案第61号（公民館課）

栃木市公民館条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市栃木公民館	栃木市日ノ出町14番36号
略	略

2 略

別表（第10条関係）

1 栃木市公民館使用料

(1) 栃木市栃木公民館

区分		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後10 時まで
1階	講堂兼体育室	1時間につき 1,000円	1,500円
	講座室	1時間につき 100円	150円
	実習室	1時間につき 100円	150円
	児童室	1時間につき 200円	300円
2階	大会議室	1時間につき 300円	450円
	中会議室	1時間につき 200円	300円
	小会議室	1時間につき 100円	150円

(2)～(11) 略

2 略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市栃木公民館	栃木市入舟町6番8号
略	略

2 略

別表 (第10条関係)

1 栃木市公民館使用料

(1)～(10) 略

2 略

(選挙管理委員会事務局)

議案第62号

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、選挙に係る特別職の職員の報酬の額を改定するため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙長、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額を改定すること。（別表関係）

〔参考条文〕

議案第53号と同じ。

議案第62号（選挙管理委員会事務局）

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第1条関係）

職名		報酬の額	
選挙管理委員会	委員長	年額	312,000円以内
	略	略	略
略	略	略	略
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,000〃
略		略	略
選挙	投票所の投票管理者	〃	12,600〃
	期日前投票所の投票管理者	〃	11,100〃
	開票管理者	〃	10,600〃
	選挙長	〃	10,600〃
	投票所の投票立会人	〃	10,700〃
	期日前投票所の投票立会人	〃	9,500〃
	開票立会人	〃	8,800〃
	選挙立会人	〃	8,800〃
略		略	略

改 正 案

別表（第1条関係）

職名		報酬の額	
選挙管理委員会	委員長	年額	312,000円以内
	略	略	略
略	略	略	略
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,000〃
略		略	略
選挙	投票所の投票管理者	〃	12,800〃
	期日前投票所の投票管理者	〃	11,300〃
	開票管理者	〃	10,800〃
	選挙長	〃	10,800〃
	投票所の投票立会人	〃	10,900〃
	期日前投票所の投票立会人	〃	9,600〃
	開票立会人	〃	8,900〃
	選挙立会人	〃	8,900〃
略		略	略

(商工振興課)

議案第 63 号

栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市働く婦人の家を廃止するため、栃木市働く婦人の家条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 53 号と同じ。

工事請負契約の変更について

提案理由

平成30年第1回栃木市議会定例会において、議案第55号として議決を経た（仮称）地域交流センター整備機械設備工事請負契約（日向野・安藤特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
196,884,000円	195,210,000円

[参照条文]

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

契約の相手方 栃木市錦町7番10号

日向野・安藤特定建設工事共同企業体

代表者 有限会社日向野設備工業

代表取締役 日向野 忠士

工 事 名 (仮称) 地域交流センター整備機械設備工事

工 事 場 所 栃木市入舟町地内

工 事 概 要 空調、換気、衛生器具、給排水、ガス 外

改修部 鉄筋コンクリート造4階建

・建築面積 1,606.80m²

・延床面積 5,623.20m²

増築部 鉄骨造4階建

・建築面積 134.11m²

・延床面積 195.77m²

(消防総務課)

議案第 65 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車 2 台が老朽化したため、消防ポンプ自動車 2 台を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(警 防 課)

議案第 6 6 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署大平分署に配備中の高規格救急自動車 1 台が老朽化したため、
高規格救急自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項
第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第 65 号と同じ。

(消防総務課)

議案第 67 号

和解及び損害賠償の額の決定について

提案理由

交通事故に関して和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

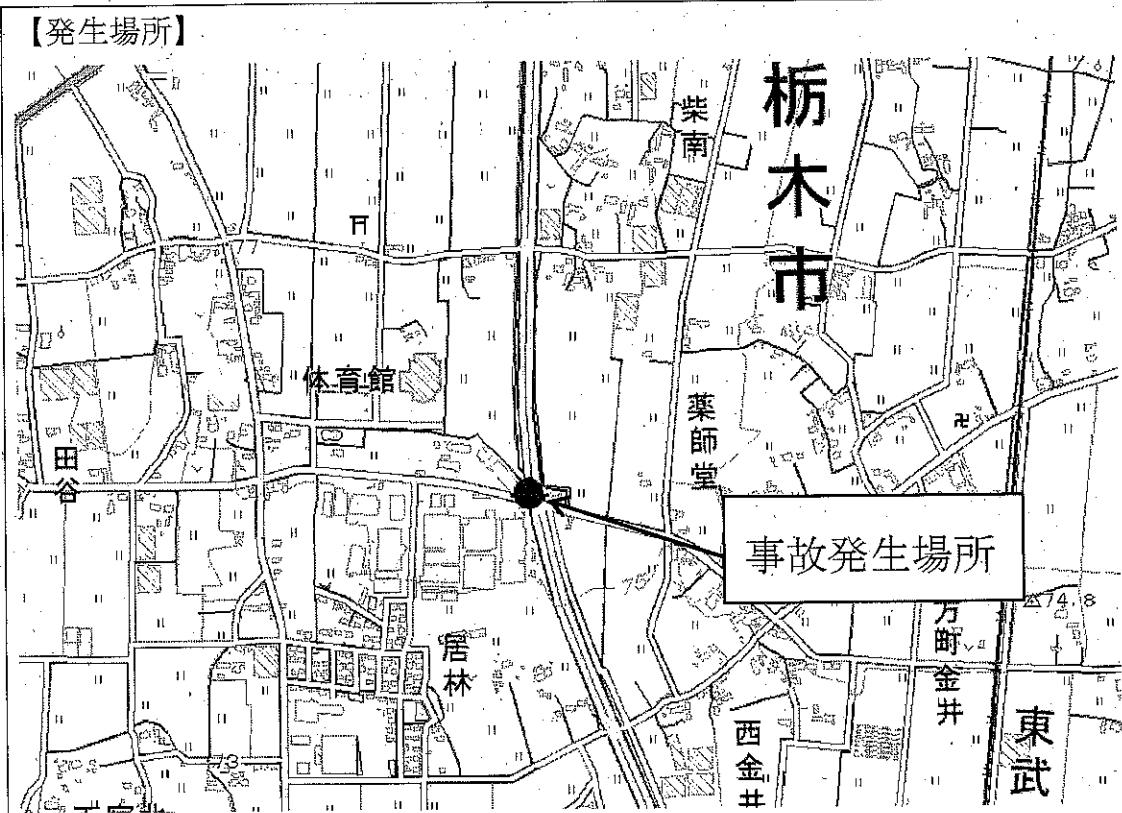
第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事。

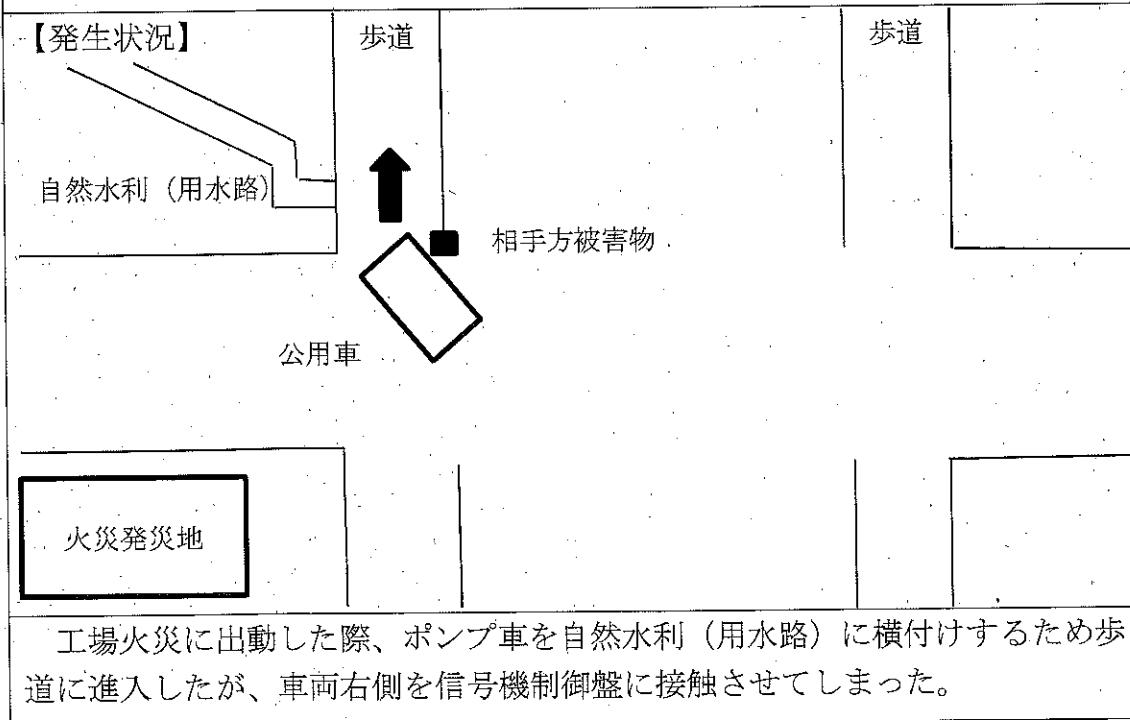
(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 以下略



※上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<http://maps.gsi.go.jp/#16/36.452977/139.741609&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)を加工して作成したもの。



(農業委員会事務局)

議案第 68 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として大島洋一氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 略

大島洋一氏の略歴

住所 栃木市岩出町294番地

生年月日 昭和19年6月4日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 69 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として大島知江子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

大島知江子氏の略歴

住 所 栃木市大平町榎本934番地

生年月日 昭和22年3月9日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 70 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として船田和男氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

船田和男氏の略歴

住所 栃木市岩舟町静和906番地

生年月日 昭和22年4月12日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 71 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として前田克己氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第 68 号と同じ。

前田克己氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町赤麻4493番地

生年月日 昭和23年3月13日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第72号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として山中雅博氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第68号と同じ。

山 中 雅 博 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町小野寺2651番地

生年月日 昭和23年3月14日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第73号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として大島公一氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第68号と同じ。

大島公一氏の略歴

住 所 栃木市大平町横堀713番地1

生年月日 昭和23年10月25日

主な経歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第74号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として白沢栄幸氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第68号と同じ。

白沢 栄幸氏の略歴

住 所 栃木市鍋山町80番地

生年月日 昭和24年1月5日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第75号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として関根仁氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第68号と同じ。

関根 仁氏の略歴

住所 栃木市藤岡町藤岡3255番地

生年月日 昭和24年2月9日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 76 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として柴賢一郎氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第 68 号と同じ。

柴 賢一郎 氏 の 略 歴

住 所 栃木市千塚町688番地1

生年月日 昭和24年7月5日

主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 77 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として鈴木芳博氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 68 号と同じ。

鈴木芳博氏の略歴

住所 宇都宮市緑1丁目5番2号

生年月日 昭和24年12月7日
[REDACTED]

主な経歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 78 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として石川光氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

石川光氏の略歴

住 所 栃木市太平町西野田794番地1

生年月日 昭和24年12月29日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 7.9 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として若林英一氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 6.8 号と同じ。

若林英一氏の略歴

住所 栃木市都賀町富張885番地

生年月日 昭和25年3月29日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 80 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として木村隆夫氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

木村 隆夫 氏 の 略歴

住 所 栃木市神田町27番6号

生年月日 昭和25年12月14日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 81 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として石塚一彦氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 68 号と同じ。

石塚一彦氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町中根409番地

生年月日 昭和27年4月1日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第82号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として狐塚正直氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第68号と同じ。

狐塚正直氏の略歴

住 所 栃木市西方町真名子 842 番地

生年月日 昭和27年9月29日

主な経歴

1. The first step in the process of creating a new product is to identify a market need or opportunity. This can be done through market research, competitor analysis, and customer feedback. Once a need is identified, it is important to define the product's unique value proposition and target audience.

2. The second step is to develop a detailed product plan. This includes defining the product's features, benefits, and pricing strategy. It also involves creating a timeline for development, testing, and launch. A clear product plan is essential for ensuring that the product is developed efficiently and effectively.

3. The third step is to build the product. This involves selecting the right team, tools, and resources to bring the product to life. It also requires careful planning and execution to ensure that the product meets the defined requirements and exceeds customer expectations.

4. The fourth step is to test the product. This involves conducting user testing, performance testing, and quality assurance tests to identify any bugs or issues. It is important to iterate on the product based on feedback and make necessary improvements before launching it.

5. The fifth step is to launch the product. This involves creating a marketing plan, setting up distribution channels, and launching the product to the target audience. It is important to monitor the product's performance and gather feedback to make informed decisions about future iterations.

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第83号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として阿部康夫氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第68号と同じ。

阿 部 康 夫 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町甲 3.19.5 番地

生年月日 昭和 28 年 9 月 2 日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第84号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として若色昭松氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第68号と同じ。

若 色 昭 松 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大塚町1000番地1

生年月日 昭和29年6月15日

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 85 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として平本勲氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 68 号と同じ。

平本 熱氏の略歴

住所 栃木市大平町富田384番地10

生年月日 昭和29年9月30日
[REDACTED]

主な経歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 86 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として大塚幸八氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第 68 号と同じ。

大塚 幸八 氏 の 略歴

住 所 栃木市都賀町家中485番地

生年月日 昭和30年5月1日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 87 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として毛塙信道氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 68 号と同じ。

毛塙信道氏の略歴

住所 栃木市樋ノ口町547番地

生年月日 昭和32年10月4日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 88 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として小林真理子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

小林真理子氏の略歴

住所 栃木市大平町西山田1568番地

生年月日 昭和34年1月22日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 89 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として鈴木久美子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

鈴木久美子氏の略歴

住 所 栃木市西方町本郷252番地1

生年月日 昭和35年1月16日

主な経歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 90 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年 7 月 19 日をもって満了となるため、次期委員として五十畠節子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

五十畠節子氏の略歴

住所 栃木市岩舟町畠岡709番地

生年月日 昭和35年3月8日
[REDACTED]

主な経歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第91号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として長明美氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第68号と同じ。

長 明 美 氏 の 略 歴

住 所 栃木市惣社町1920番地

生年月日 昭和37年5月2日

主 な 経 歴

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第92号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和元年7月19日をもって満了となるため、次期委員として泉田裕美氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第68号と同じ。

泉田裕美氏の略歴

住所 栃木市都賀町原宿778番地2

生年月日 昭和43年8月4日

主な経歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

